

北信技管第33号の2
令和6年1月12日

一般社団法人富山県自動車会議所会長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、物流・自動車局自動車情報課長から別紙写し（令和6年1月11日付け国自情第276号）のとおり通知がありましたので了知願います。



国自情第276号
令和6年1月11日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示（令和6年国土交通省告示第12号）で指定されたことに鑑み、他の書類の有効期間についても同様の期間として取扱う措置を講ずるため「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

なお、本通達の制定に伴い、「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて（令和6年1月4日付け国自情第270号）」は廃止する。

記

- 1 新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、福井運輸支局（以下「該当4運輸支局」という）に対して申請する場合の取扱い
 - (1) 印鑑証明書の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
 - (2) 自動車保管場所証明書の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
 - (3) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

2 該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者が該当4運輸支局管内以外の運輸支局等に対し申請する場合の取扱い

該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者の上記1(1)(3)の書類の有効期間については、上記1(1)(3)と同様の取扱いとする。

3 留意事項

上記1(1)印鑑証明書については、該当4運輸支局管轄の地域であれば告示で指定された対象地域外であっても同様の取扱いとする。

○国土交通省告示第十二号
 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に
 関する政令(令和六年政令第五号)により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定
 非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)
 第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該
 措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。
 令和六年一月十一日 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項に規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十八条第五項(第十九条の三第三項及び第二十三条)において準用する場合を含む)の規定に基づく認可の申請	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和六年六月三十日
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法(昭和二十五年法律第二百九号)第九條第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第九條第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第七十七條の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
建築基準法第七十七條の三十五の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三條第一項の規定に基づく建築士事務所登録(特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る)	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	令和六年六月三十日

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四條第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送法第七十九條の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二十四條第一項(第七十三條第二項)において準用する場合を含む)の規定に基づく臨時運行の許可	道路運送車両法第三十四條第一項(第七十三條第二項)において準用する場合を含む)に基づき臨時運行の許可を受けた自動車(特定被災地域を運行の経路に含むものに限る)を運行の用に供する者	令和六年六月三十日
道路運送車両法第三十六條の二第一項(第七十三條第二項)において準用する場合を含む)の規定に基づく回送運行の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
道路運送車両法第七十一條の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	令和六年能登半島地震に伴って道路運送車両法第六十一條の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を延長する旨の公示(以下「延長期間」という)をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	延長公示をした運輸支局長が当該延長期間の満了日
道路運送車両法第九十四條の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標準章の交付	延長公示をした運輸支局長が別に公示する地域内に事業場を置く道路運送車両法第九十四條の三第一項の規定する保安基準適合標準章を受領した者	延長公示をした運輸支局長が当該延長期間の満了日
自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)第十六條第一項の印刷に関する証明書(特定非常災害発生日前三月以内で作成されたものに限る)を添付して行う同令第十四條第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	令和六年六月三十日
自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第二十五條第二項(国土交通大臣が適当と認める書類(特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る)を提出して行う道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書の交付の請求	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
小型船舶業法(昭和四十一年法律第九号)第十六条第三項の規定に基づく小型船舶業の相続	特定被災地域内に事業場を有する者	令和六年六月三十日
タクシール業法(昭和四十一年法律第九号)第十五条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシール業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七十七条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七十七条第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七十七条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定等の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七十七条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四十号)第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第四十四条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第一項の規定に基づくサビレス付き高齢者向け住宅事業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第十二条第一項の規定に基づく住宅宿泊事業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日

建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百七十七号)第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百八十八号)第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三百四十四号)第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第十三号)第四十八号)第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産投資顧問業登録規程(平成十二年建設省告示第八百二十八号)第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
家賃債務保証業者登録規程(平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号)第三条第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日
備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された市町村の区域をいう。		
○観光庁告示第二号 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和六年政令第五号)により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。 令和六年一月十一日		
特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条の規定に基づく旅行業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第四十六条第一項の規定に基づく住宅宿泊仲介業の登録	特定被災地域内に営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日
備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された市町村の区域をいう。		

発行所 東京一〇五・八四四五
二番五号 虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電話 03(3587)4294

定価 一ヵ月一四四円(本体一五二円) 一ヵ月一四三元(本体一五〇円)

送料 別